

組合員集会室の貸出を再開します

福井県民生活協同組合

新型コロナウイルス感染症の影響で3月下旬より閉鎖していた組合員集会室の貸出を、一部再開していきます。再開にあたり、国のガイドラインに基づき当面以下の条件での貸し出しとします。

<組合員集会室の貸出ルール（2020年6月1日～当面）>

- ① 組合員集会室での調理や飲食は一切禁止とします。調理台の使用もできません。
（マスクを外して飲食を行うことでの感染防止のため）
- ② 体操・スポーツの企画は、当面中止とします。空手、ヨガ、体操などでは使用できません。
（飛沫感染防止のため）
- ③ 机を使用する場合、2mの間隔をあげて着席するようにお願いします。
（目安：机1本に対して1人着席）（三密防止のため）
- ④ 組合員集会室の貸出人数は、原則10人程度までとします。（三密防止のため）
- ⑤ 貸出は午前1団体、午後1団体に限定します。また、6月中は、貸出時間は原則1時間までとします。また、夜間（18時～）の貸出は行いません。
- ⑥ 組合員集会室では、マスクの着用は必須とします。体調不良の方は利用をお断りします。
- ⑦ 貸出団体は、参加者全員の参加者名簿を作成していただき、必要に応じて提出を求めます。
（毎回提出は不要ですが、こちらからお願いした時には、保健所等の公的機関へ提供する旨に了承いただきます）
- ⑧ 換気や3密防止の確認のために職員が会場に立ち入ることがあります。ドアや窓は、原則解放してご使用ください（カギは閉めないでください）
- ⑨ ①～⑧の条件に反する場合は、貸出途中であっても貸出を中止し、以後の貸出を禁止とします。

新型コロナウイルス感染症の感染を防ぎ、皆さまの命と暮らしを守るためのルールです。
ご理解とご協力のほど、よろしくおねがいたします。